

65歳以上の入へ

通知します介護保険料

六十五歳以上の人(第一号被保険者)に本年度の介護保険料額を通知します。誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付をお願いします。

第一号被保険者(65歳以上の人)の保険料

一人ひとりに保険料を納めていただきます。保険料は、満六十五歳になった日(誕生日の前日)のある月の分から納めます。
保険料の決め方
保険料は、全体の介護サービスの提供に必要な費用に応じて基準額を決定。四月一日現在の世帯員の市民税課税状況と所得の段階に応じて、負担が重くならないよう基準額の半分から一・五倍まで五段階に分かれます。一人ひとりの保険料額は異なる

区分	対象者	算式	保険料額
第1段階	生活保護受給の人、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	基準額 × 0.5	1万6,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.75	2万5,100円
第3段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人	基準額	3万3,500円
第4段階	市民税課税の人(合計所得額が250万円未満)	基準額 × 1.25	4万1,900円
第5段階	市民税課税の人(合計所得額が250万円以上)	基準額 × 1.5	5万300円

区分	対象者	納付方法	平成14年度の納期
特別徴収	老齢・退職年金を年額18万円以上受給している人	年金から天引きされます	4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月
普通徴収	上記以外の人 老齢・退職年金が年額18万円未満の人 老齢・退職年金を受給していない人(遺族・障害・老齢福祉年金受給者など) 年度途中で65歳になった人や転入した人	納付書または口座振替で各人が個別に納付します	7月から翌年2月の毎月
併用徴収	特別徴収となっている人が市民税の変更などにより保険料が増額となった場合、差額分を納付書普通徴収で納めていただく方法を併用することができます。詳しくは、介護高齢福祉課へお問い合わせください。		

ります(表1のとおり)。
介護保険料の納め方(65歳以上の入)
保険料の納付は次の三つに分かれます(表2のとおり)。
特別徴収(年金から天引き)
普通徴収(納付書または口座振替での納付) 併用徴収(特別徴収と普通徴収の併用)。
特別徴収
七月中旬に保険料額通知書を送ります。通知書には、本年度の保険料額と来年度の仮徴収額を記載。仮徴収は、本年度一月分と同額を来年度の四月・六月・八月の各月ごとに年金から天引きします。

普通徴収
七月中旬に納付書を送付。普通徴収の人は口座振替が便利で

七月中旬に納付書を送付。普通徴収の人は口座振替が便利で

事故を防ごう 夏の交通安全

「事故のない群馬の未来はあなたから」をスローガンに、七月十日 から十六日 まで、夏の県民交通安全運動が実施されます。次の点に気を付け、一人ひとりが交通ルールを守って交通事故を起こさないよう、また、遭わないよう十分注意しましょう。

高齢者の交通事故防止
夜間の外出時は目立つ色の服装にし反射材も活用する
交差点ではしっかり止まってよく見て確認 運転適性検査などを積極的に受け診断に

応じた安全運転に努める 七十五歳以上の高齢運転者は高齢者マークを車に付ける。

若者の交通事故防止
長距離のドライブでは二時間に一回は休憩を取る 運転技術を過信せず速度を控えた「ゆとり運転」を 運転中は携帯電話やカーナビ、カーナビの操作や同乗者との会話に気を奪われることなく、運転に集中。

シートベルトとチャイルドシート
の着用の徹底
助手席同乗者にシートベルトを着用させるとともに、後部席同乗者にも着用を促す 子どもの発育に応じたチャイルドシートを正しく使つて。

保険者(六十五歳以上)と第一号被保険者(四十歳~六十四歳)に分かれます。
保険料を納めない
一定期間保険料を納めない、サービス利用時の費用を一時全額負担してもらいます。さらに納めない期間が長くなると、保険給付の支払いが一時差し止められます。

ただし、災害など特別の事情がある場合は除きます。
連帯納付義務
保険料を普通徴収で納めるときは本人のほかに、世帯主や配偶者も連帯して納める義務があります。

六月一日から、道路交通法が一部改正。ドライバーは改正内容をよく理解し、安全運転に心掛けましょう。主な改正点は次の六項目です。
運転免許証の有効期間が原則五年 免許証の有効期間の満了日が誕生日の一月月後まで延長 免許証更新時の講習が四区分に 高齢者講習の受講対象が満七十歳以上から引き下げ 悪質違反の罰則などが厳しく、「酒気帯び」の基準が厳しくなりました。
…問い合わせは交通政策課 890 6263へ。

道路交通法の改正

六月一日から、道路交通法が一部改正。ドライバーは改正内容をよく理解し、安全運転に心掛けましょう。主な改正点は次の六項目です。
運転免許証の有効期間が原則五年 免許証の有効期間の満了日が誕生日の一月月後まで延長 免許証更新時の講習が四区分に 高齢者講習の受講対象が満七十歳以上から引き下げ 悪質違反の罰則などが厳しく、「酒気帯び」の基準が厳しくなりました。
…問い合わせは交通政策課 890 6263へ。

保険料の減免
災害など特別の事情があると認められる場合は、保険料の減免を受けられます。
減免を受けるには、申請書とその理由を証明する書類の提出が必要です。

第二号被保険者(40歳~64歳の人)の保険料
加入している医療保険の保険料と一括して納めます。保険料額は加入している医療保険の算定方法で決まります。
…問い合わせは介護高齢福祉課 890 6159へ。

介護保険の被保険者
介護保険は、年齢で第一号被

介護保険に必要の費用はサービス利用時の自己負担を除き、半分を国や県、市が負担。残りを四十歳以上の人が納付した保険料で賄います。

介護保険は、年齢で第一号被